

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成29年12月21日(2017.12.21)

【公開番号】特開2017-160275(P2017-160275A)

【公開日】平成29年9月14日(2017.9.14)

【年通号数】公開・登録公報2017-035

【出願番号】特願2017-124186(P2017-124186)

【国際特許分類】

A 6 1 K	31/17	(2006.01)
A 6 1 P	35/00	(2006.01)
A 6 1 P	35/04	(2006.01)
A 6 1 P	13/12	(2006.01)
A 6 1 P	25/00	(2006.01)
A 6 1 P	5/38	(2006.01)
A 6 1 P	5/08	(2006.01)
A 6 1 K	45/00	(2006.01)
A 6 1 K	31/02	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	31/17
A 6 1 P	35/00
A 6 1 P	35/04
A 6 1 P	13/12
A 6 1 P	25/00
A 6 1 P	5/38
A 6 1 P	5/08
A 6 1 K	45/00
A 6 1 K	31/02

【手続補正書】

【提出日】平成29年11月10日(2017.11.10)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

患者における良性腺腫を処置するための組成物であって、該組成物は、治療上有効な量のN-(2,6-ビス(1-メチルエチル)フェニル)-N'-(1-(4-(ジメチルアミノ)フェニル)シクロペンチル)-メチル)ウレアヒドロクロリドを含む、組成物。

【請求項2】

患者におけるホルモン生成の増大を処置するための組成物であって、該組成物は、治療上有効な量のN-(2,6-ビス(1-メチルエチル)フェニル)-N'-(1-(4-(ジメチルアミノ)フェニル)シクロペンチル)-メチル)ウレアヒドロクロリドを含む、組成物。

【請求項3】

患者におけるクッシング症候群を処置するための組成物であって、該組成物は、治療上有効な量のN-(2,6-ビス(1-メチルエチル)フェニル)-N'-(1-(4-(ジメチルアミノ)フェニル)シクロペンチル)-メチル)ウレアヒドロクロリドを含む、

組成物。

【請求項 4】

患者における過剰なコルチゾール生成を処置するための組成物であって、該組成物は、治療上有効な量のN-(2,6-ビス(1-メチルエチル)フェニル)-N'-(1-(4-(ジメチルアミノ)フェニル)シクロペンチル)-メチルウレアヒドロクロリドを含む、組成物。

【請求項 5】

患者における過剰なコルチゾール生成と関連する症状を処置するための組成物であって、該組成物は、治療上有効な量のN-(2,6-ビス(1-メチルエチル)フェニル)-N'-(1-(4-(ジメチルアミノ)フェニル)シクロペンチル)-メチルウレアヒドロクロリドを含む、組成物。

【請求項 6】

患者におけるアルドステロン症を処置するための組成物であって、該組成物は、治療上有効な量のN-(2,6-ビス(1-メチルエチル)フェニル)-N'-(1-(4-(ジメチルアミノ)フェニル)シクロペンチル)-メチルウレアヒドロクロリドを含む、組成物。

【請求項 7】

前記組成物が、第2の治療剤と組み合わせて投与されることを特徴とする、請求項1~6のいずれか1項に記載の組成物。

【請求項 8】

前記第2の治療剤は、化学療法剤である。請求項7に記載の組成物。

【請求項 9】

前記第2の治療剤は、ミトタンである、請求項7に記載の組成物。

【請求項 10】

患者における異常な副腎ホルモン生成を阻害するための組成物であって、該組成物は、ホルモン生成を阻害するために有効量のN-(2,6-ビス(1-メチルエチル)フェニル)-N'-(1-(4-(ジメチルアミノ)フェニル)シクロペンチル)-メチルウレアヒドロクロリドを含む、組成物。

【請求項 11】

前記組成物が、第2の治療剤と組み合わせて投与されることを特徴とする、請求項10に記載の組成物。

【請求項 12】

前記ホルモンは、ミネラルコルチコイド、グルココルチコイド、もしくはアンドロゲンである、請求項10または11に記載の組成物。

【請求項 13】

前記ミネラルコルチコイドは、アルドステロンである、請求項12に記載の組成物。

【請求項 14】

前記アンドロゲンは、アンドロステンジオン、デヒドロエピアンドロステロン、もしくはアドレノステロンである、請求項12に記載の組成物。

【請求項 15】

前記グルココルチコイドは、コルチゾールである、請求項12に記載の組成物。

【請求項 16】

前記患者は、

- クッシング症候群；
- 過剰なコルチゾール生成；
- 副腎コルチゾール過剰を生じるACTH過剰；
- 下垂体性ACTH過剰（下垂体性クッシング病）；
- 異所性ACTH症候群；
- 原発性副腎コルチゾール過剰；
- ACTH非依存性大結節性副腎過形成（常に両側性）；および

- 21 - ヒドロキシラーゼ欠損症

からなる群より選択される状態に罹患している、請求項 1 ~ 6 または 10 のいずれか 1 項に記載の組成物。

【請求項 17】

前記組成物は、経口投与されることを特徴とする、請求項 1 ~ 6、10 または 16 のいずれか 1 項に記載の組成物。

【請求項 18】

前記組成物は、1日に1回、2回、3回もしくは4回投与されることを特徴とする、請求項 1 ~ 6、10 または 16 のいずれか 1 項に記載の組成物。

【請求項 19】

前記第 2 の治療剤は、

ミフェプリストン；

化学療法剤；

メトホルミン；

エベロリムス；

標的化因子；

副腎分解因子；および

I G F 1 R アンタゴニスト、

からなる群より選択される、請求項 7 に記載の組成物。